



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 6 月 26 日（木曜日） 第 623 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

- 指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定……………（障がい福祉課） 1
- 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（3件）……………（ “ ” ） 1
- 指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の所在地の変更……………（ “ ” ） 1
- 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更（2件）……………（ “ ” ） 2

頁

- 保安林の指定予定の通知……………（自然環境課） 2
- 道路の区域の変更（3件）……………（道路保全課） 2
- 道路の供用の開始……………（ “ ” ） 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）……………（砂防課） 3

公 告

- 土地改良区管理規程の設定の認可……………（団体指導検査課） 4
- 教育委員会公告**
- 令和 7 年度宮崎県立図書館システム更新業務に係る企画提案競技…………… 4
- 公安委員会公告**
- 警備員等の検定の実施について…………… 5

告 示

宮崎県告示第 393号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 6 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
訪問看護ステーション翼	綾町	訪問看護	令和 7 年 6 月 1 日

宮崎県告示第 394号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 6 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
MK クリニック	都城市	精神通院医療	令和 7 年 4 月 1 日

宮崎県告示第 395号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 6 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
もりやま脳神経外科	都城市	精神通院医療	令和 7 年 6 月 1 日

宮崎県告示第 396号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 6 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
いのうえ在宅クリニック	宮崎市	精神通院医療	令和 7 年 6 月 1 日
ベテスダクリニック	都城市	精神通院医療	令和 7 年 6 月 1 日
あかり在宅クリニック	宮崎市	精神通院医療	令和 7 年 6 月 1 日
すまいる薬局	宮崎市	薬局	令和 7 年 6 月 1 日
和心薬局なか店	宮崎市	薬局	令和 7 年 6 月 1 日
ひなた薬局中央店	宮崎市	薬局	令和 7 年 6 月 1 日
訪問看護ステーション翼	綾町	訪問看護	令和 7 年 6 月 1 日

宮崎県告示第 397号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、育成医療及び更生医

療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和 7 年 6 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年月日
		変更前	変更後	
なないろ薬局 古川	延岡市	延岡市古川 町 610 番 16	延岡市岡富 町 2015 番地	令和 7 年 5 月 1 日

宮崎県告示第 398 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和 7 年 6 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年月日
		変更前	変更後	
なないろ薬局 古川	延岡市	延岡市古川 町 610 番 16	延岡市岡富 町 2015 番地	令和 7 年 5 月 1 日
医療法人社団 光学堂訪問看護 事業所あたご	延岡市	延岡市愛宕 町 3 丁目 23 番地	延岡市中島 町 4 丁目 3 14－3	令和 7 年 5 月 14 日

宮崎県告示第 399 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和 7 年 6 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年月日
		変更前	変更後	
訪問看護ステーション T O M O 延岡	延岡市	延岡市平原 町 2 丁目 13 60 番地 1	延岡市野地 町 2 丁目 36 02 番地 1	令和 7 年 5 月 27 日

宮崎県告示第 400 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 7 年 6 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 西都市大字銀鏡字真沙道 133－1
- 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は択伐による。
字真沙道 133－1（次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 401 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 6 月 26 日から同年 7 月 10 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	327 号	東臼杵郡諸 塚村大字七 ッ山字方川 972 番 1 地 先から同郡 椎葉村大字 松尾字小ケ 倉 975 番 7 地先まで	旧	10.5～ 64.6	85.5
				新	10.5～ 108.8	85.5

宮崎県告示第 402 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 6 月 26 日から同年 7 月 10 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
24	県道	高鍋高 岡線	児湯郡新富 町大字新田 字吐合 170 77 番 19 地先 から同郡同 町同大字同 字 17076 番 8 地先まで	旧	11.8～ 14.7	100.5
				新	15.0～ 22.1	100.5

宮崎県告示第 403 号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 6 月 26 日から同年 7 月 10 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
356	県道	法ヶ岳 本庄線	東諸県郡国 富町大字本 庄字十日町 7009番 1 地 先から同郡 同町同大字 同字6925番 4 地先まで	旧	6.3～ 18.9	229.8
				新	11.6～ 22.4	229.8

宮崎県告示第 404号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年 6 月 26 日から同年 7 月 10 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	327号	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字方川 972番 1 地 先から同郡 椎葉村大字 松尾字小ヶ 倉 975番 7 地先まで	令和 7 年 6 月 26 日

宮崎県告示第 405号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和 7 年 6 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 古城第17地区

(1) 区域の表示

延岡市古城町四丁目の区域内の土地のうち、次の 1 点から 16 点までを順次結んだ線及び 1 点と 16 点を結んだ線に囲まれた土地の区域

(2) 座標の表示

座標点	緯度及び経度
1	北緯32度33分52秒2539 東経 131度39分32秒3520
2	北緯32度33分49秒5206 東経 131度39分31秒3445
3	北緯32度33分50秒8102 東経 131度39分30秒4699
4	北緯32度33分49秒9042 東経 131度39分28秒2881
5	北緯32度33分49秒9817 東経 131度39分27秒0945
6	北緯32度33分50秒5440 東経 131度39分26秒6523
7	北緯32度33分51秒4519 東経 131度39分25秒2740
8	北緯32度33分52秒0754 東経 131度39分24秒5064
9	北緯32度33分52秒8778 東経 131度39分24秒8220
10	北緯32度33分53秒3443 東経 131度39分25秒6503
11	北緯32度33分52秒9348 東経 131度39分27秒0241
12	北緯32度33分52秒6063 東経 131度39分28秒0955
13	北緯32度33分53秒4003 東経 131度39分28秒5929
14	北緯32度33分53秒7176 東経 131度39分29秒7991
15	北緯32度33分53秒5038 東経 131度39分30秒8207
16	北緯32度33分53秒0838 東経 131度39分31秒6480

宮崎県告示第 406号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和 7 年 6 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 熊野地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 9 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 9 号を平成 4 年 11 月 9 日宮崎県告示第 1134 号及び平成 8 年 12 月 2 日宮崎県告示第 1341 号で指定した熊野地区急傾斜地崩壊危険区域の境界線に沿って結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	宮崎市大字熊野字木花975番
2	” ” ” 9802番
3	” ” ” 9850番 2

4	〃	〃	〃	9850番3
5	〃	〃	〃	9850番3
6	〃	〃	〃	9850番2
7	〃	〃	〃	9850番2
8	〃	〃	〃	9791番1
9	〃	〃	〃	9789番1

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第57条の2第1項の規定により、日之影土地改良区（日之影町）から令和7年4月11日付けで申請のあった管理規程の設定を次のとおり認可した。

令和7年6月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 管理規程の名称
七折頭首工管理規程
- 認可年月日
令和7年6月17日
- 管理規程の概要
第1章 総則
第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
第1節 水位
第2節 取水
第3節 放流及びゲートの操作
第3章 点検及び整備に関する事項
第4章 緊急事態における措置に関する事項
第1節 洪水
第2節 かんばつ
第5章 雑則
附則

教育委員会公告

令和7年度宮崎県立図書館システム更新業務に係る企画提案競技を次のとおり実施する。

令和7年6月26日

宮崎県立図書館長 田 代 暢 明

- 企画提案競技に付する事項
 - 業務件名 令和7年度宮崎県立図書館システム更新業務
 - 業務の特質等 令和7年度宮崎県立図書館システム更新業務仕様書による。
 - 契約期間 契約締結の日から令和13年2月28日まで
- 契約に係る特約事項
 - この企画提案競技に係る契約（以下「本件契約」という。）は長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号、第4号、第5号及び第6号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
 - 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
 - 本件契約の相手方が各業務の実施期間内に業務を完了する見込みがないと認められる場合

- エ 本件契約の相手方が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められる場合
 - オ 本件契約の相手方の役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められる場合
- 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
 - 企画提案競技に参加する者に必要な資格
本企画提案競技に参加する者は、以下に掲げる要件の全てを満たしている者とする。
 - 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、業種がサービス業（役務の提供）に関する業種である者。
 - 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定による再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
 - 令和7年度宮崎県立図書館システム更新業務企画提案競技参加資格審査申請書を提出した日から契約締結候補者を選定するまでの間に、宮崎県から指名停止の措置を受けていないこと。
 - 過去5年以内に、宮崎県立図書館システム（資料数約85万点）と同規模以上の図書館システム構築に係る開発実績を複数有している者であること。
 - 契約条項を示す場所及び期間
 - 場所 宮崎県立図書館総務・企画課企画担当
 - 期間 令和7年6月26日（木）から令和7年7月11日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）
 - 令和7年度宮崎県立図書館システム更新業務企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）等の配付場所及び配付期間
 - 場所 宮崎県立図書館総務・企画課企画担当
 - 期間 令和7年6月26日（木）から令和7年7月11日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）
 - 参加資格審査申請書の提出場所、提出期限及び提出方法
企画提案競技への参加を希望する者は、次により令和7年度宮崎県立図書館システム更新業務企画提案競技参加資格審査申請書を提出すること。
 - 提出場所 宮崎県立図書館総務・企画課企画担当
 - 提出期限 令和7年7月11日（金）午後5時必着
 - 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）
 - 参加資格の喪失
最優秀提案者の選定までに3の要件を満たさなくなった場合又は提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、参加資格を失うものとする。
 - 企画提案書等の提出場所、提出期限及び提出方法
 - 提出場所 宮崎県立図書館総務・企画課企画担当
 - 提出期限 令和7年8月7日（木）午後5時必着
 - 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）

9 受託候補者の選定方法

資格審査の上、企画提案書等の書類及びプレゼンテーションをもとに、別に設置する選定委員会を経て受託候補者を選定するものとする。

10 企画提案競技に関する契約を担当する部局

宮崎県立図書館総務・企画課企画担当（宮崎県立図書館2階）

〒880-0031

宮崎市船塚3丁目 210番地1

電話 0985 (29) 2911

E-mail toshokan@pref.miyazaki.lg.jp

11 企画提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 その他

- (1) この企画提案競技による調達、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会は、調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 企画提案書の作成、提出等に関し必要な費用は、企画提案競技に参加する者の負担とする。
- (4) その他この企画提案競技に関する詳細は、実施要領による。

13 Summary

- (1) Nature and Quantity of Goods and/or Services Required: Renewal of the Integrated Library System at the Miyazaki Prefectural Library in the 2025/26 Financial year
- (2) Deadline for Submission of Proposals: 17:00, Thursday, August 7, 2025
- (3) Contact Point for Enquiries and Submission of Proposals: Planning Section, General Affairs and Planning Division, Miyazaki Prefectural Library (2nd Floor, Miyazaki Prefectural Library Building) 3-210-1 Funatsuka, Miyazaki City 880-0031 Japan Tel: 0985-29-2911

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第8号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和7年6月26日

宮崎県公安委員会委員長 島津久友

1 検定の種別及び級の区分

- (1) 施設警備業務1級
- (2) 施設警備業務2級
- (3) 空港保安警備業務1級
- (4) 空港保安警備業務2級

2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

ア 施設警備業務1級

(ア) 学科試験

令和7年10月1日（水）午前9時から午前11時まで

(イ) 実技試験

令和7年10月23日（木）午前9時から午後5時まで

イ 施設警備業務2級

(ア) 学科試験

令和7年10月1日（水）午前9時から午前11時まで

(イ) 実技試験

令和7年10月22日（水）午前9時から午後5時まで

ウ 空港保安警備業務1級

(ア) 学科試験

令和7年10月1日（水）午前9時から午前11時まで

(イ) 実技試験

令和7年11月13日（木）午前9時から午後5時まで

エ 空港保安警備業務2級

(ア) 学科試験

令和7年10月1日（水）午前9時から午前11時まで

(イ) 実技試験

令和7年11月12日（水）午前9時から午後5時まで

オ 検定当日の受付時間

午前8時30分から午前9時まで

(2) 実施場所

ア 学科試験

宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙2559番地1）

イ 実技試験

(ア) 施設警備業務1級及び2級

鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）

(イ) 空港保安警備業務1級及び2級

宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙2559番地1）

(3) 受検定員

いずれの検定も30人（鹿児島県公安委員会が受付ける受検者を含むものとし、申請の受付先着順とする。）

3 検定の受検資格

(1) 施設警備業務1級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当する者

ア 施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 宮崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 施設警備業務2級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

(3) 空港保安警備業務1級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当する者

ア 空港保安警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 宮崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(4) 空港保安警備業務2級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

4 検定の方法及び内容

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格

しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(2) 施設警備業務 1 級及び 2 級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 施設警備業務の管理に関すること。（施設警備業務 1 級の受検者に限る。）
- (オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 施設警備業務の管理に関すること。（施設警備業務 1 級の受検者に限る。）
- (ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 空港保安警備業務 1 級及び 2 級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 乗客等の接遇に関すること。
- (エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。
- (オ) 空港に関すること。
- (カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。（空港保安警備業務 1 級の受検者に限る。）
- (キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 乗客等の接遇に関すること。
- (イ) 手荷物等検査に関すること。
- (ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。（空港保安警備業務 1 級の受検者に限る。）
- (エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申請の手続

(1) 受付期間及び時間帯

ア 令和 7 年 7 月 7 日（月）から同年 7 月 18 日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 時間帯

午前 9 時から午後 4 時まで

(2) 提出書類

ア 施設警備業務 1 級

- (ア) 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 9 条の検定申請書（検定規則別記様式第 1 号。以下「検定申請書」という。）1 通
- (イ) 受検者の住所地を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）
- (ウ) 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

）

- (エ) 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

(オ) 施設警備業務に係る 2 級検定合格証明書の写し及び施設警備業務に係る 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する書面（前記 3 の(1)のイに該当する場合に限る。）

(カ) 施設警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し（前記 3 の(1)のイに該当する場合に限る。）

イ 施設警備業務 2 級

前記 5 の(2)のアの(ア)から(エ)の検定申請書、書面、写真 2 枚

ウ 空港保安警備業務 1 級

(ア) 検定申請書 1 通

(イ) 受検者の住所地を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

(ウ) 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

- (エ) 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

(オ) 空港保安警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び空港保安警備業務に係る 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面（前記 3 の(3)のイに該当する場合に限る。）

(カ) 空港保安警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し（前記 3 の(3)のイに該当する場合に限る。）

エ 空港保安警備業務 2 級

前記 5 の(2)のウの(ア)から(エ)の検定申請書、書面、写真 2 枚

オ 代理の者が提出する場合は、申請者の委任状

(3) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又は警備員にあっては、その属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

6 検定手数料

- (1) 施設警備業務 1 級及び同 2 級ともに、検定申請書を提出する際、16,000 円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。
- (2) 空港保安警備業務 1 級及び同 2 級ともに、検定申請書を提出する際、16,000 円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。
- (3) 納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 その他

- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
- (2) 受検に際し、学科試験については筆記用具を持参すること。
- (3) 合格発表は、検定当日に検定の実施場所において行う。
- (4) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外に使用しない。
- (5) 公告後、社会情勢の変化により、検定実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。

- (6) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

--	--